二　森林病害虫等の種類
　松くい虫
三　行うべき措置の内容
　松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。以下同じ。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸をしなければならない。
四　命令をしようとする理由
　前年度における被害の発生状況並びに本年度における気象条件及び松林の分布からみて、一の㈠に定める区域において特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止することができないと認められるため。
五　その他必要な事項
㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第五百三十七号

　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
　平成二十六年四月十四日
農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO A1.2	213037	AGCO Limited
〃	AGCO A2.2	213038	〃

2　検査成績の概要
　検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第五百三十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十六年四月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県勝山市平泉寺町平泉寺二一四字谷出シ一の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
二一四字谷出シ一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年四月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県勝山市北谷町木根橋六七字板谷一一、六八字板谷二一から一一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　主伐に係る伐採種は、定めない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年四月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県吉田郡永平寺町市野々五〇字北平三三、五一字笹谷一、五二字逆谷三、四、五の一、五の二、六の一、七の一、七の二、八、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一三、五三字勝茶ケ谷三五、三六の一、三九の一、四二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び永平寺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年四月十四日
農林水産大臣　林　芳正